

グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想における 知財関係の対応方針

令和8年9月17日

内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長決定

GSC 構想（以下「本構想」という。）の下で創出される知的財産について、その価値が我が国に適切に帰属し、戦略的に管理・活用されることで、本構想が目指すグローバルな社会課題の解決や国内の経済成長へとつながっていくよう、次の取組を推進する。

1. 本構想における知財マネジメントの強化

- 本構想では、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成27年5月経済産業省）の考え方を適用し、「グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想における知的財産マネジメントに係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針に沿った適切な知財マネジメントを実施することで、プロジェクトの成果を最大限事業化へと結び付け、国富の最大化を目指す。
- 基本方針に基づいて、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（以下「内閣府」という。）／先端技術研究成果活用推進機構（仮称）（以下「機構」という。）とプロジェクト参加者の間における知財に関する権利・義務等を定めた委託研究契約書を作成する。また、プロジェクト参加者間での知財合意書の作成を推奨する。
- 内閣府／機構は、プロジェクト参加者に対して、例えば、プロジェクト参加者間での研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱いを調整するための場（知財体制）の設置・運営等を通じて、プロジェクトの進行に応じた継続的かつ適切な知財マネジメントを実施させる。また、内閣府／機構は、事務局を設置し、知財体制からの報告に基づいて、基本方針に沿った適切な知財マネジメントが実施されていることを確認する。

2. 本構想全体における知財戦略実現のための支援体制

- 本構想全体として、内閣府／機構において、オープン・アンド・クローズ戦略を始めとした知財戦略を実現するための知財部局を設置する等、プロジェクト参加者にとって必要な知財戦略実現に向けた支援体制を整備する。

- 具体的には、知財専門家を内製し、事務局機能を含めた戦略的な知財マネジメントの状況を確認する体制に加え、A I、バイオテクノロジー等、分野ごとの知財戦略の策定支援等の専門人材ネットワークを構築・強化し、プロジェクト参加者と専門人材との橋渡しをすることで、戦略的な知財管理・活用を実践していく。
- 内閣府／機構として、I P人材の育成支援プログラムを実施し、プロジェクト参加者に対して、利用を促す。